利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			52,661,024
当期総利益		52,661,024	
Ⅱ　利益処分額			
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究環境整備積立金	52,661,024	52,661,024	52,661,024

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	7,562,224,970		
一般管理費	249,146,992		
財務費用	50,709		
雑損	196,966		
臨時損失	8,006,022	7,819,625,659	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△1,353,544,607		
公開講座等収益	△　1,739,000		
入学料収益	△　228,101,200		
検定料収益	△　72,811,800		
手数料収益	△　2,556,300		
保育料収益	△　14,378,024		
受託研究等収益	△　184,159,443		
受託事業等収益	△　65,668,244		
寄附金収益	△　177,928,928		
資産見返運営費交付金等戻入	△　124,897,190		
資産見返寄附金戻入	△　77,778,442		
財務収益	△　725,978		
雑益	△　91,521,019		
臨時利益	△　2,682,074	△2,398,492,249	
業務費用合計			5,421,133,410
Ⅱ　損益外減価償却相当額			571,775,427
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　損益外利息費用相当額			92,998
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			980,088
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△　8,558,733
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△　109,666,645
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	12,904,036		
政府出資の機会費用	788,521,392		801,425,428
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			6,677,181,973

重要な会計方針

国立大学法人会計基準

平成23事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議平成24年１月25日))及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省、日本公認会計士協会平成24年３月30日最終改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「特別運営費交付金」「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。また、法人内予算におけるプロジェクト事業等については、業務達成基準を採用している。

＜重要な会計方針の変更＞

「国立大学法人お茶の水女子大学業務達成基準取扱要領」を当事業年度に策定し、適用したことにより、期間進行基準を適用していた一部の業務に充当される運営費交付金について、業務達成基準を採用している。

これにより、運営費交付金収益が62,351,833円減少し、経常利益・当期純利益・当期総利益がそれぞれ62,351,833円減少している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物　10～49年
構築物　３～60年
工具器具備品　４～18年

なお、受託研究収入により購入した固定資産については、研究期間で減価償却している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。